

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年3月4日
【事業年度】	第56期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
【会社名】	中央ビルト工業株式会社
【英訳名】	CHUO BUILD INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西本 安秀
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番12号
【電話番号】	03(3661)9631(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理統括本部長 安達 圭朗
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番12号
【電話番号】	03(3661)9631(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理統括本部長 安達 圭朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 中央ビルト工業株式会社 関西支店 (大阪市中央区高麗橋1丁目5番9号) 中央ビルト工業株式会社 中部支店 (愛知県名古屋市中区新栄2丁目1番9号) 中央ビルト工業株式会社 九州支店 (福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵字桜原1515番地5)

## 1 【提出理由】

平成19年6月28日に提出しました第56期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、    線で示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出企業の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(9)省略

(10)記載なし

(訂正後)

(1)～(9)省略

(10)中間配当の決定機関

当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会決議をもって中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは今後の会社の経営状況等に応じて、柔軟且つ適切に株主に対する利益還元を実施出来ることを目的とするものであります。